

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

1組

教官	加藤	聰	(民裁)
	鎌倉	正和	(刑裁)
	長野	辰司	(検察)
	安達	信	(民弁)
	大森	顕	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- 平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- 平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- 身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

2組

教官	有田 浩規	(民裁)
	渡辺 美紀子	(刑裁)
	松島 太	(検察)
	兼川 真紀	(民弁)
	倉持 政勝	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
----	----	-----	---	----	----	-----	---	----	----	-----	---

- 平成30年1月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- 平成30年1月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- 身上報告書により、又は1月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

3組

教官	園部	直子	(民裁)
	蛯原	意	(刑裁)
	犬木	寛	(検察)
	鍵尾	憲	(民弁)
	藤原	大吾	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- 平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- 平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- 身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成 30 年度 (第 72 期) 司法修習生クラス名簿

4組

教官	徳増 誠一	(民裁)
	品川 しのぶ	(刑裁)
	山吉 彩子	(検察)
	洞澤 美佳	(民弁)
	清水 保晴	(刑弁)

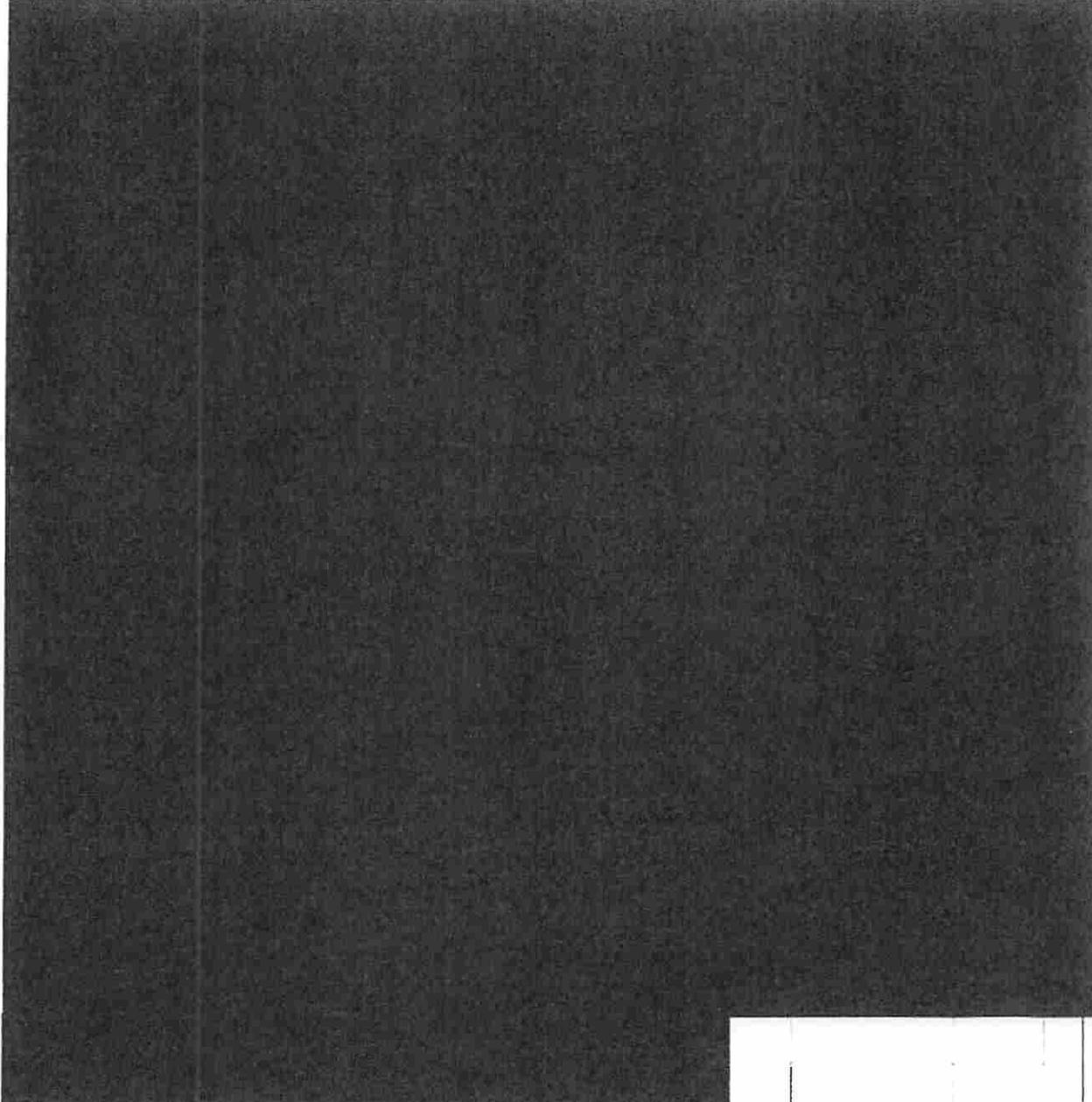
番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- ・平成 30 年 11 月 27 日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- ・平成 30 年 11 月 27 日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- ・身上報告書により、又は 11 月 21 日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11 月 27 日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

5組

教官	北嶋 典子	(民裁)	
	加藤 陽	(刑裁)	
	占部 祥	(検察)	
	神原 千郷	(民弁)	
	北川 朝恵	(刑弁)	
	番号	氏名	配属地班
	番号	氏名	配属地班
	番号	氏名	配属地班



- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

6組

教官	平城 恒子	(民裁)
	丹羽 芳徳	(刑裁)
	岩下 新一郎	(検察)
	上石 奈緒	(民弁)
	妹尾 孝之	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- 平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- 平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- 身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

7組

教官	岩井 一真	(民裁)	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
	坂口 裕俊	(刑裁)								
	上島 大	(検察)								
	本間 伸也	(民弁)								
	村中 貴之	(刑弁)								

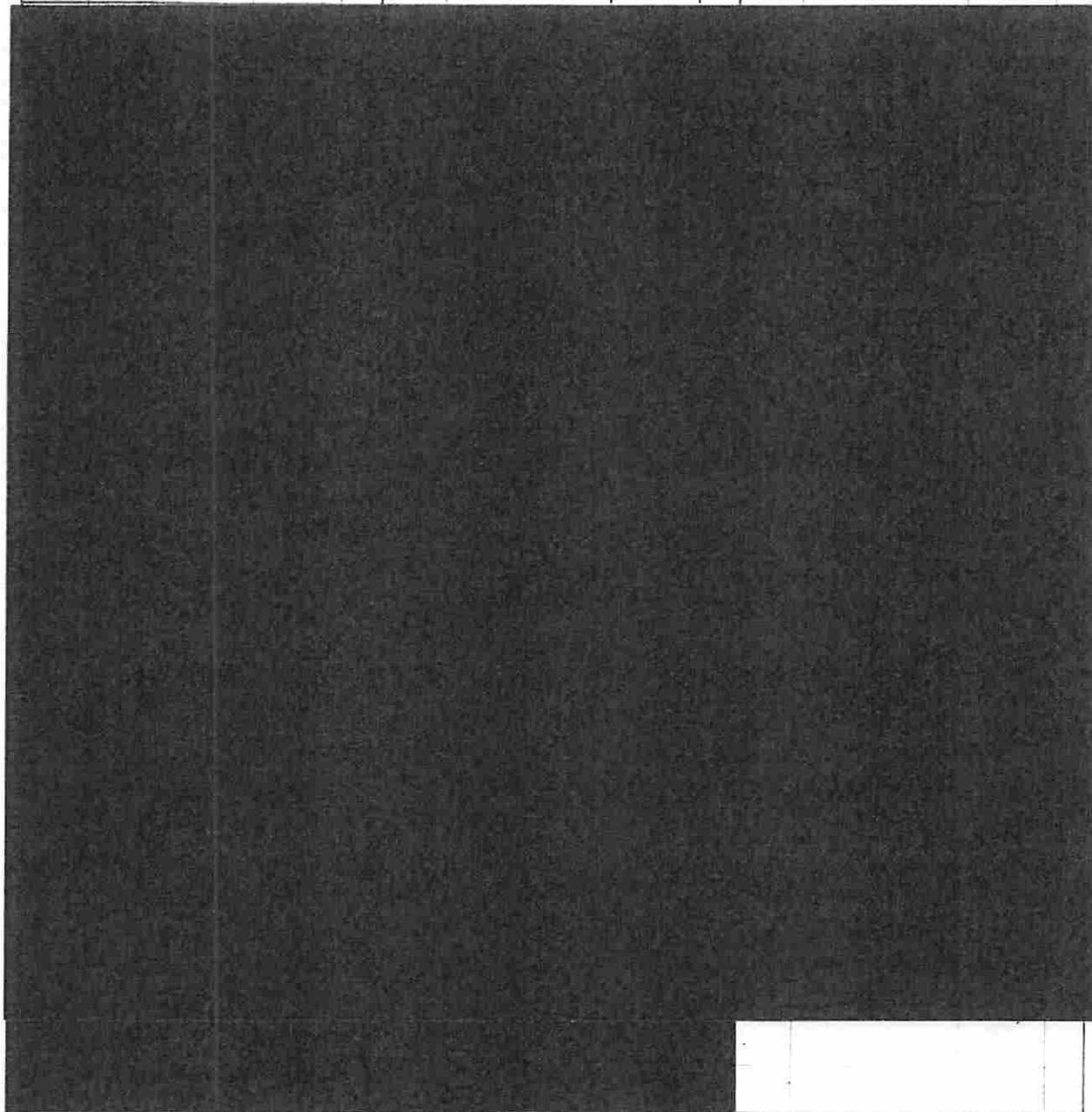
- 平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- 平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- 身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成 30 年度 (第 72 期) 司法修習生クラス名簿

8組

教官	大浜	寿美	(民裁)
	中村	光一	(刑裁)
	梶原	真也	(検察)
	柴田	美鈴	(民弁)
	土屋	孝伸	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班



- ・平成 30 年 11 月 27 日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- ・平成 30 年 11 月 27 日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- ・身上報告書により、又は 11 月 21 日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11 月 27 日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

9組

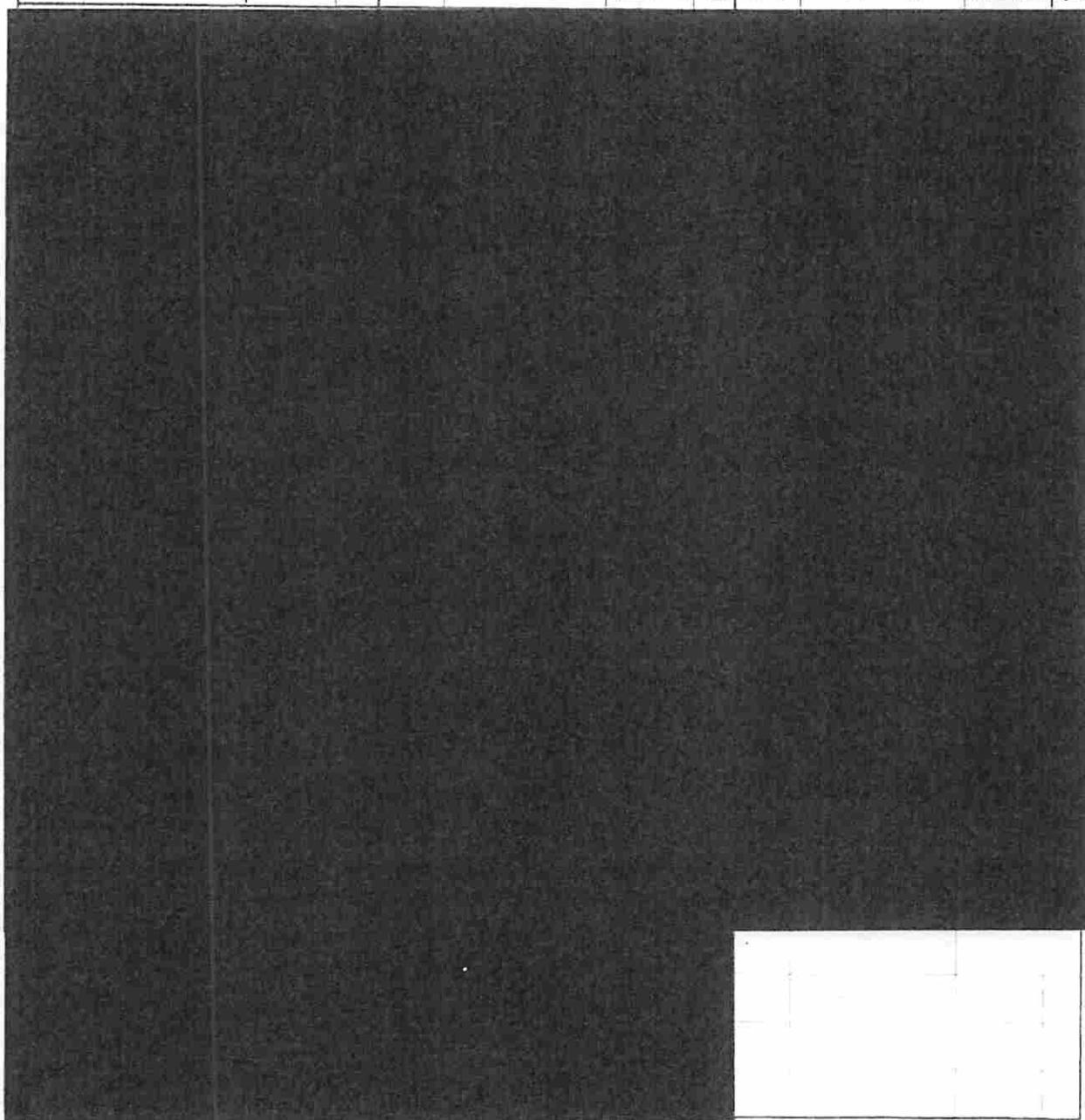
教官	一原	友彦	(民裁)								
	内田	暁	(刑裁)								
	今井	康彰	(検察)								
	町田	健一	(民弁)								
	金谷	達成	(刑弁)								
番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

10組

教官	池田 知子	(民裁)									
	佐藤 弘規	(刑裁)									
	石渡 聖名雄	(検察)									
	中村 知己	(民弁)									
	小林 正憲	(刑弁)									
番号	氏 名	配属地	班	番号	氏 名	配属地	班	番号	氏 名	配属地	班



- 平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- 平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- 身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度(第72期)司法修習生クラス名簿

11組

教官	小川	嘉基	(民裁)
	秋田	志保	(刑裁)
	瀧間	俊朗	(検察)
	岩波	修	(民弁)
	北澤	尚登	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- 平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- 平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- 身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

12組

教官	松本	利幸	(民裁)
	品川	しのぶ	(刑裁)
	渡邊	ゆり	(検察)
	和田	希志子	(民弁)
	清水	保晴	(刑弁)

- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度(第72期)司法修習生クラス名簿

136

教官	岩井	一真	(民裁)
	渡辺	美紀子	(刑裁)
	松島	太	(検察)
	鍵尾	憲	(民弁)
	北川	朝惠	(刑弁)

- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。

なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成 30 年度（第 72 期）司法修習生クラス名簿

146

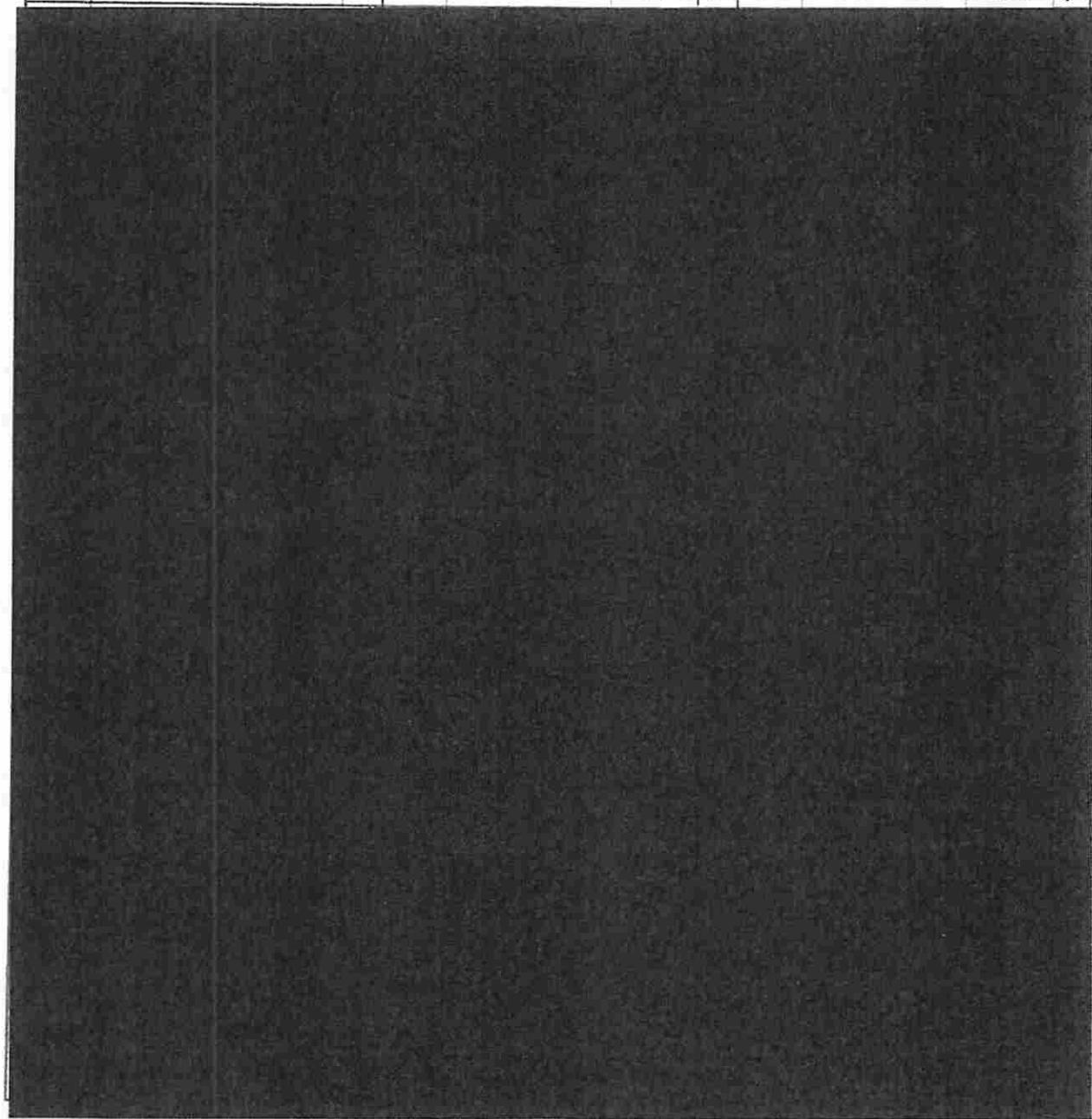
教官	平城	恭子	(民裁)								
	鎌倉	正和	(刑裁)								
	瀧間	俊朗	(檢察)								
	上石	奈緒	(民弁)								
	北澤	尚登	(刑弁)								
番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

15組

教官	北嶋 典子	(民裁)									
	丹羽 芳徳	(刑裁)									
	古賀 由紀子	(検察)									
	山口 卓男	(民弁)									
	小林 正憲	(刑弁)									
番号	氏 名	配属地	班	番号	氏 名	配属地	班	番号	氏 名	配属地	班



- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第7.2期）司法修習生クラス名簿

16組

教官	園部	直子	(民裁)
	内田	曉	(刑裁)
	今井	康彰	(検察)
	榎本	英紀	(民弁)
	村中	貴之	(刑弁)

- ・平成30年1・1月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・平成30年1・1月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

17組

教官	池田	知子	(民裁)
	中村	光一	(刑裁)
	犬木	寛	(検察)
	中村	知己	(民弁)
	藤原	大吾	(刑弁)

- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。

なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

18組

教官	大浜	寿美	(民裁)
	姥原	意	(刑裁)
	上島	大	(檢察)
	小笠	勝章	(民弁)
	高橋	俊彦	(刑弁)

- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

19組

教官	一原	友彦	(民裁)
	遠藤	邦彦	(刑裁)
	長野	辰司	(検察)
	柴田	美鈴	(民弁)
	金谷	達成	(刑弁)

- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。

なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

20組

教官	加藤	聰	(民裁)
	加藤	陽	(刑裁)
	川島	喜弘	(検察)
	横田	高人	(民弁)
	上條	弘次	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- 平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- 平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- 身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

平成 30 年度 (第 72 期) 司法修習生クラス名簿

21組

教官	小川	嘉基	(民裁)
	坂口	裕俊	(刑裁)
	梶原	真也	(検察)
	大瀧	敦子	(民弁)
	古田	茂	(刑弁)
番号	氏名	配属地	班
番号	氏名	配属地	班
番号	氏名	配属地	班

- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
なお、身分・旅費法に基づく請求等についても使用の対象とならない。

平成30年度（第72期）司法修習生クラス名簿

22組

教官	有田 浩規	(民裁)
	秋田 志保	(刑裁)
	廣瀬 智史	(検察)
	町田 健一	(民弁)
	原 琢己	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- ・平成30年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- ・平成30年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- ・身上報告書により、又は11月21日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、11月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。